

中部地方整備局管内 重要物流道路マップ

重要物流道路
国際海上コンテナ車(40ft背高)特殊車両通行許可不要区間

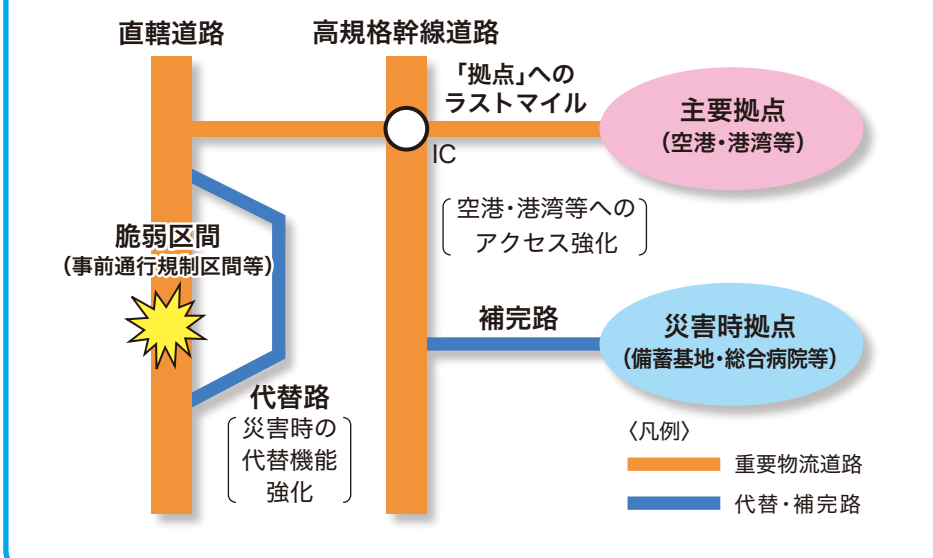


2019年7月
国土交通省中部地方整備局

重要物流道路とは

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定し、機能強化や重点支援を実施します。また、重要物流道路の代替・補完路をあわせて指定し、重要物流道路や代替補完路については、災害時の道路閉鎖・災害復旧を国が代行することが可能となります。

【ネットワークのイメージ】



■道路の指定内容 ※2019年4月時点

①重要物流道路 拠点をつなぐ道路ネットワーク

今回の指定
約35,000km

高規格幹線道路や直轄道路、都市高速道路の伏用中間区間

「拠点」へのラストマイル(地方管理道路の伏用中間区間) [約4,500km]
新たな広域物流ネットワークの中核事業中・計画中を含め「指定予定」

※1 地方プロシミュレーション等による(各都府県単位で算定するビジョン計画とも参照)

②代替・補完路

重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路として、代替・補完路(約15,000km)を指定

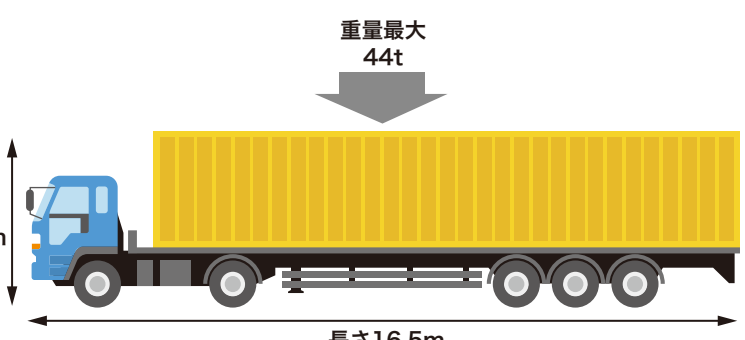
■指定による効果

重要物流道路の新設・改築に資する道路構造の基準について、国際海上コンテナ車の円滑な通行を図るため、通常の道路より水準が高い特別な構造基準を設定。指定路線のうち、道路構造上支障のない区間(約8割)について、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置を導入します。

※国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可不要には条件がありますのでご注意ください。

国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行に必要な条件

- ・幅・長さ・重量・AまたはB条件
- ・高さ……………A条件等

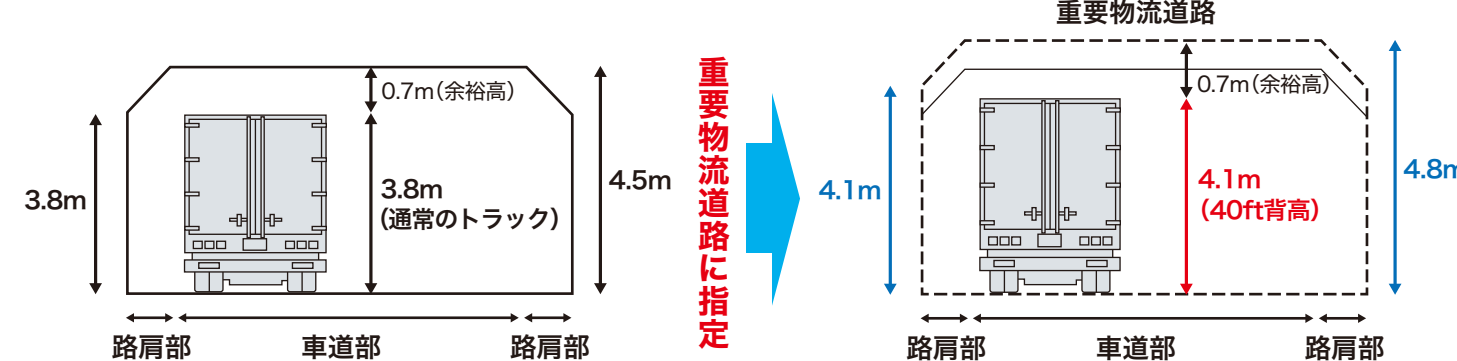


■重要物流道路指定路線の構造基準

(設計車両)

設計車両	重要物流道路		その他の道路	
	高規格幹線道路(2車線3レーン)	その他の道路	高規格幹線道路(2車線3レーン)	その他の道路
全長	16.5m	12m	16.5m	12m
幅	2.5m	2.5m	2.5m	2.5m
高さ	3.8m	3.8m	4.1m	4.1m
前軸オーバーハング	1.3m	1.5m	1.3m	1.3m
軸間	4m	4m	4m	4m
後軸オーバーハング	2.2m	2.2m	2.2m	2.2m
最小回転半径	12m	12m	12m	12m

(建築限界)



申請・問い合わせ窓口

重要物流道路関連WEBサイト

国土交通省 物流ネットワーク(重要物流道路)
URL: <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

特車専用通行許可オンラインシステム
URL: <http://www.tokusyaku.ktr.mlit.go.jp/PR/>

重要物流道路についての問い合わせ先

問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
中部地方整備局 道路部	〒460-8514	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8168
多治米設計事務所	〒507-0023	多治米市小田町4-8-6	0572-25-8026
岐阜道運事務所	〒500-8262	岐阜県西本郷1-36-1	058-271-9815
高山道運事務所	〒506-0055	高山市上原町7-425	0577-36-3822
静岡道運事務所	〒420-0054	静岡市東区安富2-8-1	054-250-8904
沼津河川道運事務所	〒410-8567	沼津市下宮外原3244-2	055-934-2010
浜松河川道運事務所	〒430-0811	浜松市中区名塚町266	053-466-0117
名古屋道運事務所	〒467-0833	名古屋市中区東区藤田2-30	052-853-7323
愛知道運事務所	〒464-0066	名古屋市中区千種区下池2-62	052-761-1194
名古屋道運事務所	〒467-0847	名古屋市中区神宮寺3-3	052-823-7917
三重河川道運事務所	〒514-8502	津市広町297	059-229-2220
紀勢道運事務所	〒515-0005	松原市藤田144-6	0598-52-5365
北勢道運事務所	〒510-8013	四日市市南田町4-6	059-363-5514
飯田道運事務所	〒395-0024	飯田市東栄町3350	0265-53-7204

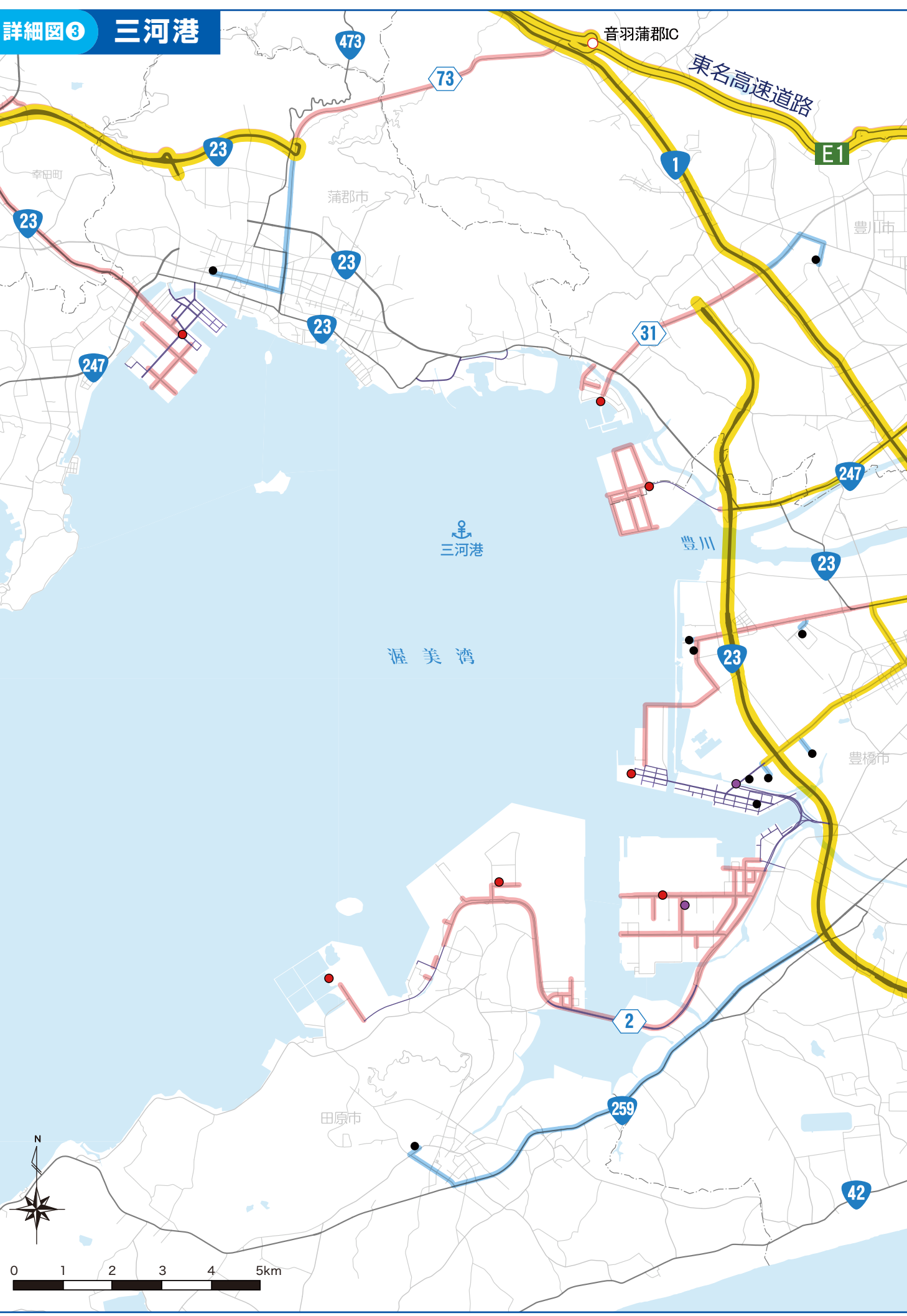
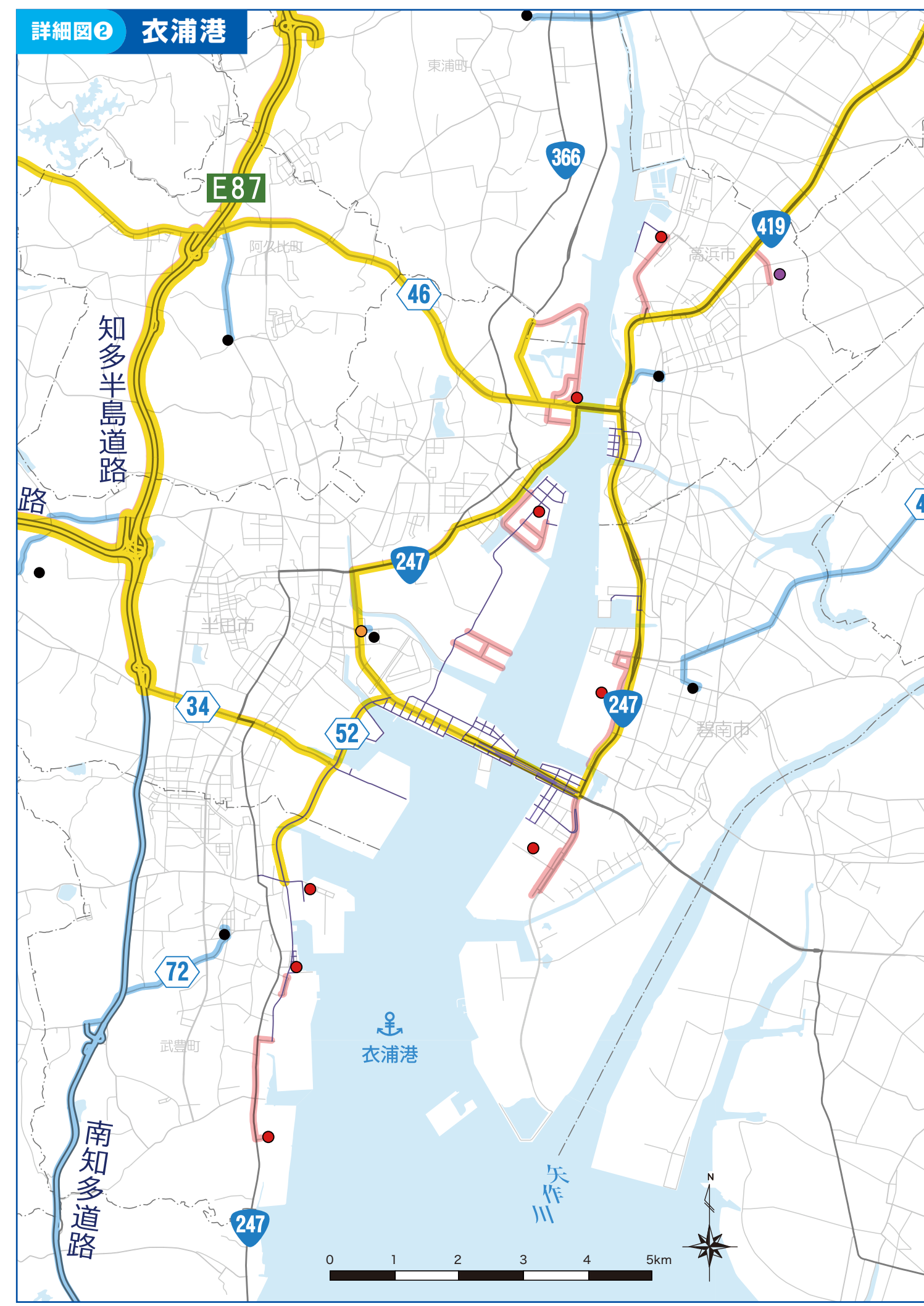
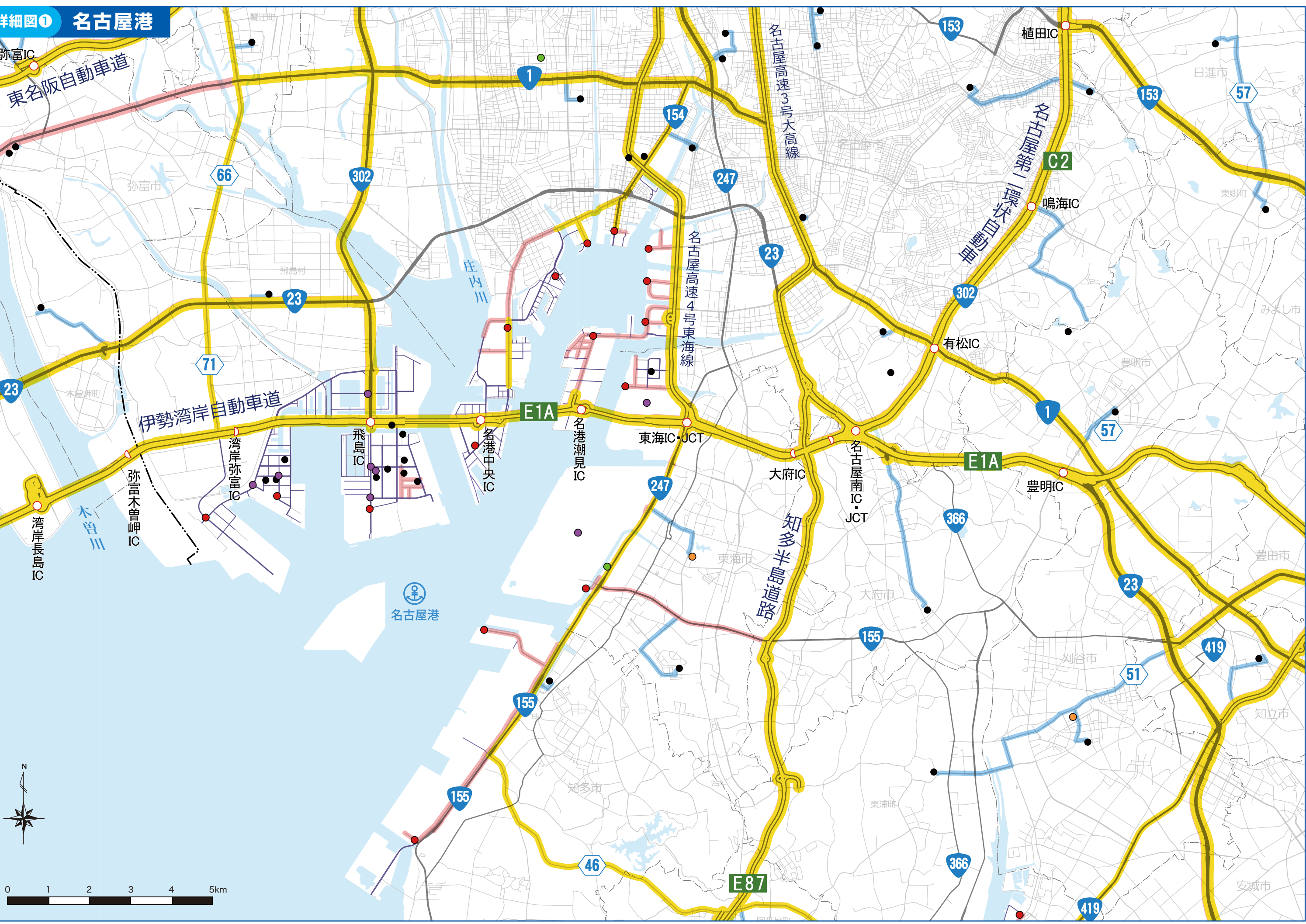
国際海上コンテナ車(40ft背高)特殊車両通行許可区間についての問い合わせ先

問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
中部地方整備局 道路部 交通対策課 特殊車両係	〒460-8514	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8178

特殊車両の通行許可申請・問い合わせ先

申請・問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜道運事務所 管理第一課特殊車両係	〒500-8262	岐阜県西本郷1-36-1	058-271-9835
静岡道運事務所 管理第一課特殊車両係	〒420-0054	静岡市東区安富2-8-1	054-250-8917
名古屋道運事務所 交通対策課特殊車両係	〒467-0833	名古屋市中区東区藤田2-30	052-853-7354
三重河川道運事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒514-8502	津市広町297	059-229-2221

※2019年7月31日

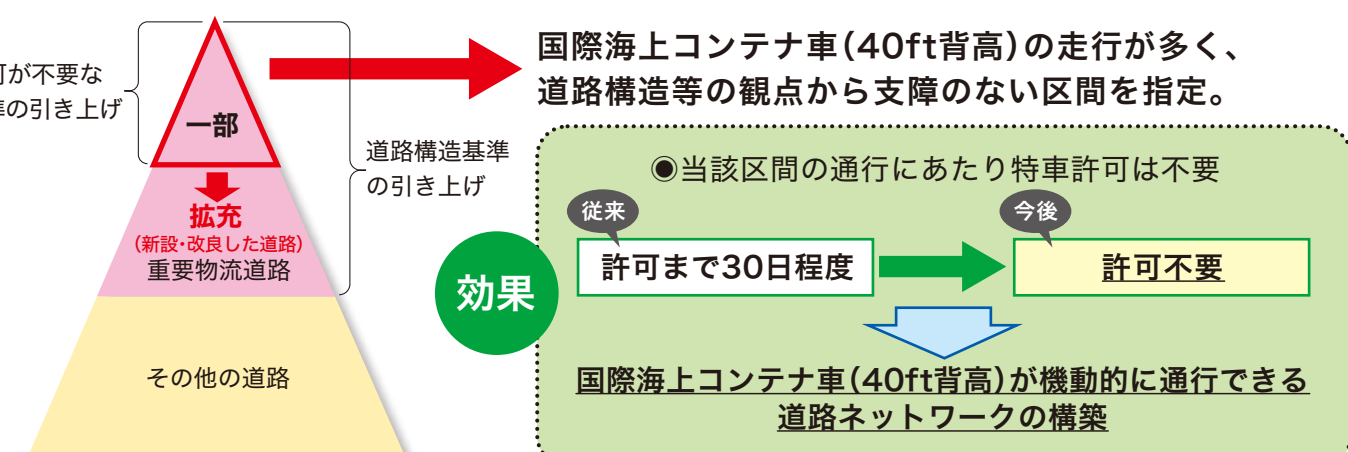


国際海上コンテナ車(40ft背高)特殊車両通行許可不要区間

2018年3月に「重要物流道路制度」が創設され、重要物流道路に係る特別の構造基準が規定されたことにより、国際海上コンテナ車を運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行できる環境が整いつつあります。このため、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認め認定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする区間を定めました。

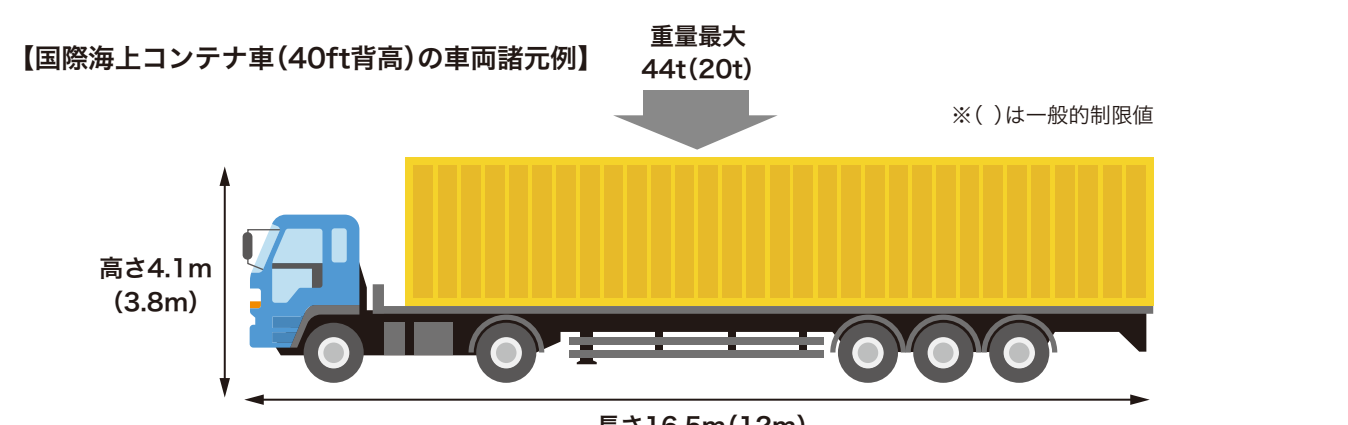
特車許可申請不要区間を定めることで、特車許可を不要とし、道路状況に応じた効率的な輸送や生産性の向上、国際競争力強化に資する道路ネットワークの構築の促進を図ります。

指定延長(2019.7.31現在)
重要物流道路(35,000km)のうち、
- 高速道路 約12,200km
- 一般国道 約15,000km
- 地方管理道路(拠点へのラストマイル等) 約2,800km
合計 約30,000km



国際海上コンテナ車(40ft背高)の対象とした背景

- 港湾の整備が進み、近年における海上コンテナの陸上輸送が全国的に広がっており、世界的にも40ft背高の海上コンテナ保有台数が増加傾向にある。
- 40ft背高コンテナは、ISO(国際標準化機構)で規格化された国際標準規格に基づいており、SOLAS条約(海上人命安全条約)においてコンテナの総重量の計画・確定を義務付けられている国際海上コンテナである。



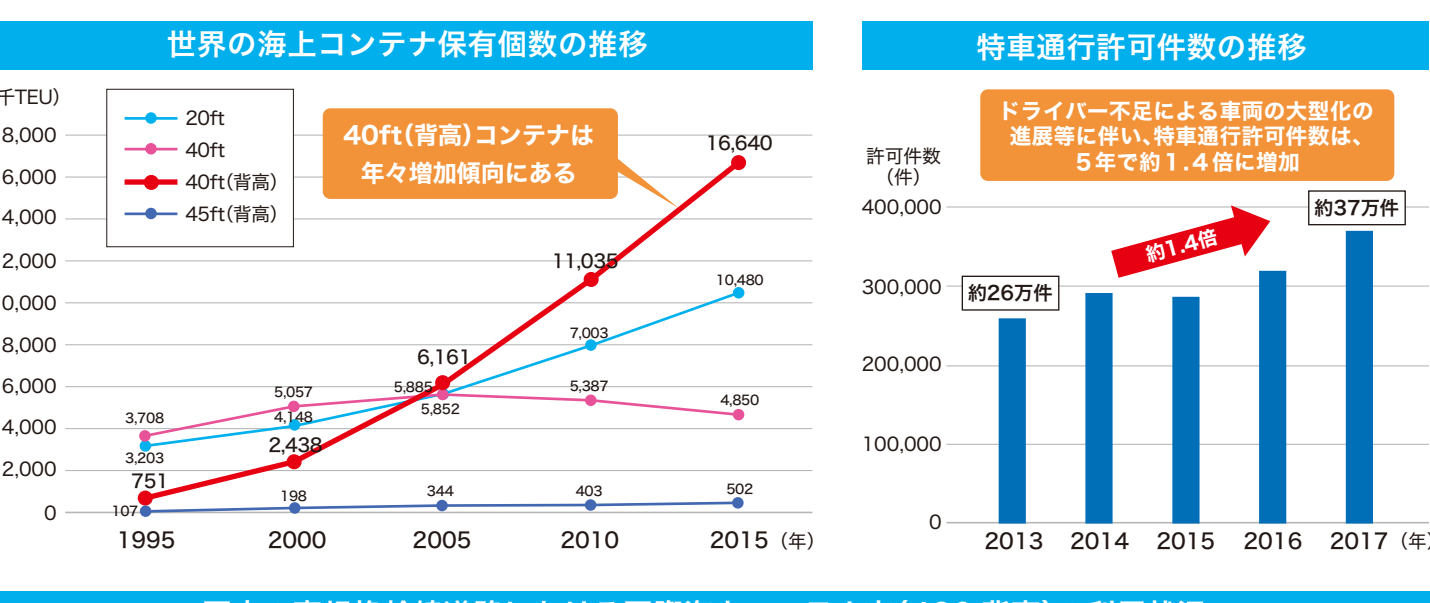
特車許可申請不要区間を定めるに至った経緯

特殊な車両を通行させようとするときは、通行しようとする道路の道路管理者に「特殊車両通行許可申請」を行い、許可を得ることを法令により定められています。

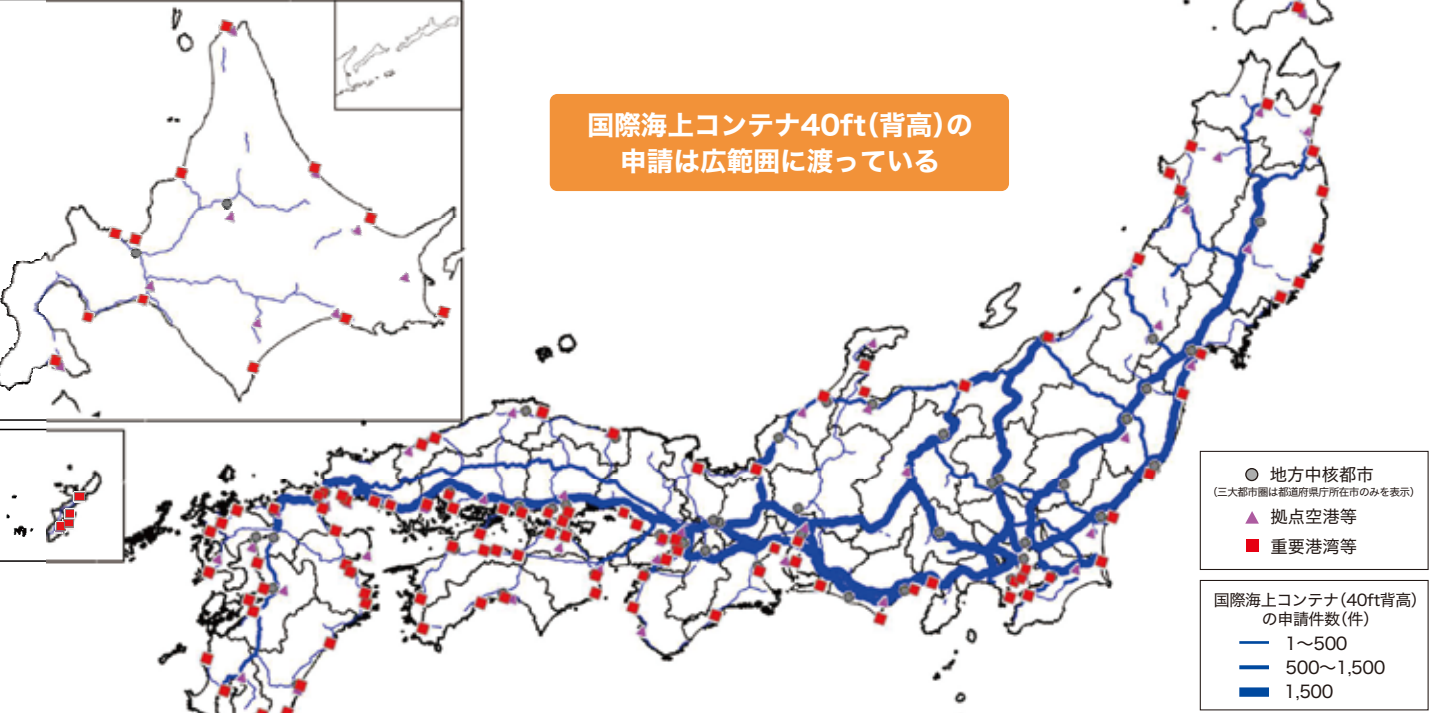
<特殊車両通行許可申請の現状>

- ドライバー不足による車両の大型化に伴い、申請件数の増加・許可までの審査日数が増加傾向にあり、物流生産性の阻害となっている。
- 道路状況に関係なく許可された走行経路に限られるため機動的な輸送計画が立てられない。

制度の現状と、近年、国内における海上コンテナの陸上輸送が広範囲に渡っている走行状況や、世界的にも40ft背高の海上コンテナ保有台数が増加傾向にあることから、特殊車両のうち、国際海上コンテナ車(40ft背高)を対象に申請を不要とする区間を定めました。



国内の高規格幹線道路における国際海上コンテナ車(40ft背高)の利用状況



特殊車両通行許可不要の対象となる車種について

特車通行許可が不要となる車種として世界的に台数が最も多い、国際海上コンテナ車(40ft背高)を設定

車種	国際海上コンテナ車(40ft背高) 特殊車両通行許可不要区間
高速自動車国道・その他	総重量(t) 20 高さ(m) 3.8 長さ(m) 12
重要物流道路	総重量(t) 44.1 ^{※1} 高さ(m) 4.1 ^{※1} 長さ(m) 16.5

特車許可不要の対象となる車種 国際海上コンテナ車(40ft背高)

車種	国際海上コンテナ車(40ft背高) 特殊車両通行許可不要区間
40ft背高コンテナ	総重量(t) 44.1 ^{※1} 高さ(m) 4.1 ^{※1} 長さ(m) 16.5

コンテナサイズ	40ft背高	30ft・31ft	20ft
全長	16.5m	12.2m	12.2m
高さ	4.1m	3.8m	3.8m
用途等	○国際海上コンテナでの活用が主 ○40ftコンテナに比べ、積載量が増加	○国際海上コンテナでの活用が主 ○特車許可台数が少ない ○31ftコンテナは、JRで運用されることが多いが(標準的な長さ12ft)	○多くが、特車許可が必要な12m以上の車両として運用
国際海上コンテナ特車許可台数(台)	303,202	88,695 (16%)	27 (0%)
世界のコンテナシェア率	16.6% (51.8%)	4.7% (14.4%)	10.5% (32.4%)

国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行条件

- ①国際海上コンテナであることを証明する書類の携行
- ②ETC2.0車載器の装着及び登録

①国際海上コンテナであることが確認できる書類の携行 重量の確認

- SOLAS条約による国際海上コンテナ総重量の証明等
- コンテナ総重量の船積書類への記載と船長への報告

⇒ISOで規定される最大重量(30.48t)以内であることを担保

- 国際海上コンテナであることが確認できる書類 例: EIR(機器受渡証)

②ETC2.0の装着及び登録 走行経路の確認

- ETC2.0では、車両に搭載されたETC2.0車載器に関する情報を提供を受ける
- ⇒走行経路の確認

(留意事項)

- 特車許可不要とする車両基準の引き下げに伴い、重量や走行経路を遵守されるよう必要な要件を設定。⇒国際海上コンテナ車(40ft背高)についても、他の特車通行許可を受けている車両と同様に取締りの対象であり、重量や走行経路などの違反が確認された場合は、原則、後行及び追いつき等を行う。

